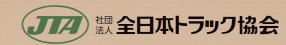




プリス 製全日本トラック協会 労働部

〒 163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 19階 TEL. 03(5323)7626 FAX. 03(5323)7230 ホームページ http://www.jta.or.jp



はじめに

SAFETY

MANAGEMENT

GUIDE BOOK

中小規模トラック事業者の皆様のための 安全マネジメントガイドブック

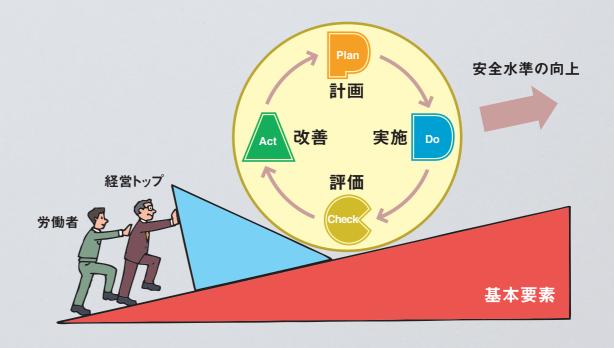
CONTENTS	日次 ————————————————————————————————————
はじめに	P1
安全マネジメントの2つの法律	P2
安全マネジメントへの評価	Р3
安全マネジメントの実施事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
安全マネジメントの PDCA サイクル ····································	P5
安全マネジメント導入計画の実施手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P6
解説編/実施事項の具体的内容	P7
実践編/安全マネジメントの実践	P13
実施事項に基づいて作成する書類	P13
I . 安全衛生計画 ····································	P14
II . 組織図 ······	P18
Ⅲ.ヒヤリハット調査票	P19
Ⅳ. 内部チェックリスト	P20
V.リスクアセスメント実施記録	P22
帳票見本 ·····	P24

輸送の安全と職場の安全衛生を包括した マネジメントのガイドブックです。

「運輸安全マネジメント」と「労働安全衛生マネジメントシステム」について両マネジメントが全く別個の存在に感じている中小規模トラック事業者が多く、混乱している実態があります。

2つのマネジメントおいては各項目の呼び方、表現、解釈に微妙な違いがありますが、いずれも事業者の安全水準の向上をめざして、 $P(\mathbf{he}) - D(\mathbf{gh}) - C(\mathbf{fe}) - A(\mathbf{de})$ 善)のサイクルを回す管理手法です。

このたび、2つのマネジメントを包括した、分かりやすく使いやすい「安全マネジメントガイドブック」を作成しました。このガイドブックを有効に活用していただくことで、事故や災害のリスクを低減し、安全衛生のレベルアップを図っていただければ幸いです。



安全管理体制を強化するための新しい柱となります。

「運輸安全マネジメント」は輸送の安全の確保を、一方「労働安全衛生マネジメント」は労働者の安全衛生の確保をそれぞれ主眼にしています。

《運輸安全マネジメント》

平成18年に制定された「運輸安全一括法」により、運輸事業者は絶えず輸送の安全性向上のための取り組みを行ない、経営者の主導でトップから現場まで一丸となって安全管理体制を作ることが義務付けられました。そして、それを実現するために「運輸安全マネジメント」が必要になりました。トラック運送事業の総合的な輸送の安全対策は、「運行管理制度の徹底」、「監査の強化」および「運輸安全マネジメント」が3本の柱になっています。

《労働安全衛生マネジメントシステム》

平成11年に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表した厚生労働省は、平成13年に採択されたILO (国際労働機関)の「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」を踏まえて、平成18年に先の指針を改正しました。同時に「労働安全衛生法」の改正も行ない、総括安全衛生管理者の職務として①安全衛生方針の表明、②リスクアセスメントおよびその結果に基づき講じる措置、③安全衛生計画の作成・実施・評価・改善が追加されました。これによって職場の安全衛生管理は、労働安全衛生マネジメントシステムやリスクアセスメントの導入という先取り型の管理体制になりました。



導入事業者は「安全の効果あり」と 高い評価をしています。

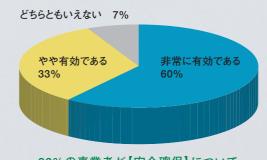
「運輸安全マネジメント」を導入した事業者の93%が「安全確保」に有効であると答えています。それに対して「効果がない」という否定的な回答はゼロです。

一方「労働安全衛生マネジメントシステム」では、81.8%の事業者が「安全衛生水準」が向上したと評価しています。

そのほかの効果として、

- ①手順化、文書化などによるノウハウの継承
- ②マネジメントの実施による「安全配慮義務」の履行
- ③経営者のリーダーシップの発揮と、職場内コミュニケーションの活発化
- ④各々の役割と責任・権限の明確化
- などが挙げられています。

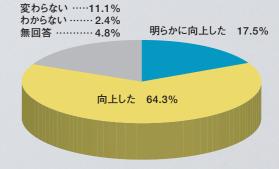
《運輸安全マネジメント》



93%の事業者が【安全確保】について有効であると回答しています。

※国土交通省ホームページより

《労働安全衛生マネジメントシステム》



81.8%の事業者が【安全衛生水準】が 向上したと回答しています。

※中災防ホームページより

安全マネジメントには 12の実施事項があります。

トラック事業者が安全マネジメントを実施するとき、法律に基づき実施しなければな らない事項として $A \sim L$ の12事項があります。ただし、D については指針「輸送の安 全に関する研修等、チェック、業務の改善、情報の管理」事項を D¹~ D⁴に分けて記載し ています。

《安全マネジメント実施事項》

基本要素

- A 経営の責任者の責務
- B 社内組織
- **C** 輸送の安全に関する費用支出
- D 輸送の安全に関する情報の管理
- 〒 安全情報の公表

計画(Plan)

- 安全マネジメントに関する基本的な方針
- 輸送の安全に関する目標、計画

実施(Do)

- H 安全マネジメントの的確な実施
- 輸送の安全に関する情報の伝達および共有
- 事故および災害等に関する報告連絡体制
- D² 輸送の安全に関する研修等
- K リスクアセスメントの実施
- 評価(Check)
- 輸送の安全に関するチェック
- 改善(Act)
- 輸送の安全に関する業務の改善

● 指導·監督指針

※E及びL項は義務事項であり、未実施の場合は行政処分の対象となります。その他の項はすべて努力 義務事項となります。なお、K項は労働安全衛生法における努力義務事項となります。

※「輸送の安全」には労働安全衛生の内容も含みます。









継続的にPDCAサイクルを実施し、 安全水準のレベルアップを図ります。

基本要素について 基本要素は、PDCAサイクルを円滑に回すための基盤になる重要な事項です。

Plan(計画) について

基本的な方針以外に中長期的目標を盛り込みます。全国安全週間など行事実行型計画だけ でなく、社員全員が参画する課題解決型計画にすることが重要です。

Do(実施)について

安全計画を日常業務の中で適切に実践するためには、月間実践項目の指定や定例的な実施 などにより、高い効果が得られるよう創意工夫することが大切です。

Check(評価)について

安全計画の達成度をチェックし、次年度の計画に反映させます。また、重大な事故、災害が 発生したときにもチェックして、予防措置と是正措置を講じてください。

Act(改善)について

基本要素

- A 経営の責任者の責務
- D¹ 輸送の安全に関する情報の管理
- B 社内組織 E 安全情報の公表
- C 輸送の安全に関する費用支出

輸送の安全確保に係るPDCAサイクル図 Plan [計画] F 安全マネジメントに関する基本的 G 輸送の安全に関する目標、計画 Act Do [改善] [実施] 輸送の安全に関する情報の伝道 および共有 D4 輸送の安全に関する業務の改善 J 事故および災害等に関する報告 D² 輸送の安全に関する研修等 Check K リスクアセスメントの実施 [評価] D³ 輸送の安全に関するチェック

解説編

導入宣言から内部評価まで 5段階を実施します。

ステップ 1

- ・社長の導入宣言
- ・安全マネジメント担当者の選任 ・安全マネジメントチェック担当者
- ・外部講習会への参加

ステップ 2

・安全衛生管理の見直し・従業員教育(講師:担当者)

ステップ 3

・安全衛生計画の作成 ・内部評価チェックシートの作成

ステップ 4

・安全衛生計画の実施・目標の進捗度確認

゙ステップ 5

・安全衛生計画の内部チェック

- ・社長が率先して導入を宣言します。
- ・安全マネジメント担当者とそのチェック担当者を任命 します。
- ·外部の講習会などに参加し、マネジメントの実践方法 を勉強します。
- ・現在の安全衛生管理を見直し、不足分は追加します。
- ・安全マネジメントとリスクアセスメントについて従業 員教育を実施します。
- ・安全衛生計画をガイドブックに従い作成します。
- ・安全マネジメントの実施事項と安全衛生計画の双方を 網羅したチェックシートを作成します。
- ・安全衛生計画に従い実施します。

・次年度の安全衛生計画の作成前にチェックを行ない、 見直したものを次年度計画に反映させます。

社長のリーダーシップの下で、全社一体となって 取り組むことが求められています。

実施事項は、運輸安全マネジメントを中心に 労働安全衛生マネジメントシステムの内容を考慮して記載しています。

E安全情報の公表は運輸安全マネジメント、Kリスクアセスメントの実施は

労働安全衛生マネジメントシステムの独自の実施事項です。

A 経営の責任者の責務

安全についての最終責任者は、社長です。社長はまた、社員の先頭に立って安全管理を実践 する役目があります。社長の責務に関する事項は次の4点が定められています。

- (1) 輸送の安全に関する全責任があります。
- (2) 輸送の安全のための予算を確保し、組織を作ります。
- (3) PDCAサイクルを継続的に回し、安全性の向上を図ります。
- (4) 定期的にチェックをして改善を行ないます。



B 社内組織

社長は、輸送の安全を確保するために責任ある体制を作り、その組織図を作成します。体制 づくりにあたって、次の3点を満たしているものとします。

- (1) 法定管理者および安全マネジメント要員を選任します。
- (2) 安全マネジメントを担当する要員に関する組織体制をつくり、指揮命令系統を明確にします。
- (3) 重大な事故、災害など緊急事態発生時の指揮命令系統および権限を明確にします。

€ 輸送の安全に関する費用支出

輸送の安全に関する費用支出と投資を積極的に行ないます。また、その額を公表する必要があります。

D¹ 輸送の安全に関する情報の管理

次の安全管理項目を記録し、保存方法を定めて保存します。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 重点施策
- (3) チェックの結果
- (4) その他の輸送の安全に関する情報

E 安全情報の公表

次の項目を営業所に掲示して安全情報の公表を行ないます。安全情報の公表は運輸安全マネジメント独自の取り組みです。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 目標および当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- (4) 国土交通省に報告した事故における再発防止策等、行政処分後に講じた改善状況

安全マネジメントに関する基本的な方針

社長は、輸送の安全に関する基本的な方針を決定し、掲示などにより社内外に積極的に公表します。なお方針には、次の内容が含まれます。

- (1) 輸送の安全の確保が事業経営の根幹です。
- (2) 社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (4) 全社員は一丸となって安全マネジメントを確実に実施します。



G 輸送の安全に関する目標、計画

- (1) 社長は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、事故件数、労働災害件数、投資額の目標を設定します。その際、次の点に留意してください。
 - ①目標年次の設定
 - ②運転者など現場の声の反映
 - ③チェックの結果
- (2) 社長は、目標の達成に向け、重点施策に基づいた計画を作成する必要があります。重点施策を策定する際は、次の点に留意してください。
 - ①安全方針
 - ②前年の施策の達成度
 - ③現場における課題などの反映
 - ④チェックの結果
 - ⑤リスクアセスメントの結果
- (3) 計画を作成する際は、できるだけ内容を具体的に記載し、次の点に留意してください。
 - ①自社の人材、車両などの現状把握
 - ②過去の事故・労働災害、過去の計画の実施状況
 - ③運転者など現場の声の反映
 - ④チェックの結果
 - ⑤リスクアセスメントの結果

安全マネジメントの的確な実施

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、 目標を達成すべく計画を着実に実施します。

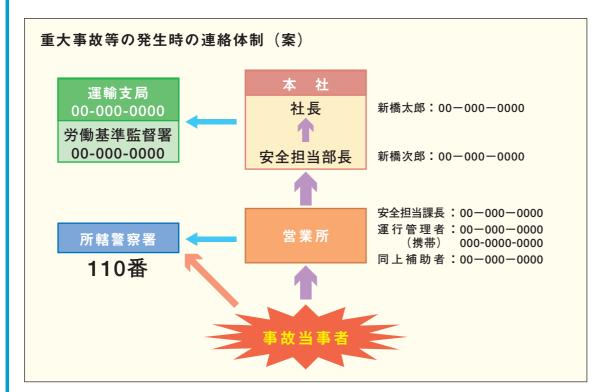


輸送の安全に関する情報の伝達および共有

- (1) 営業所内の双方向コミュニケーションで、ヒヤリハット情報、リスクアセスメントの結 果などの情報を共有します。
- (2) 悪い情報ほど早く伝達される社内環境を整えてください。
- (3) 社員の安全性を損なう事態を発見した場合、直ちに関係者に伝え、適切な処置を講じて ください。

事故および災害等に関する報告連絡体制

- (1) 事故、災害が発生した場合の報告連絡体制および指揮命令系統を定めてください。
- (2) 事故、災害に関する情報(日時、天候、発生場所、事故の種類、原因、事故当時の状況など) が速やかに社内に伝達される体制を構築してください。



輸送の安全に関する研修等

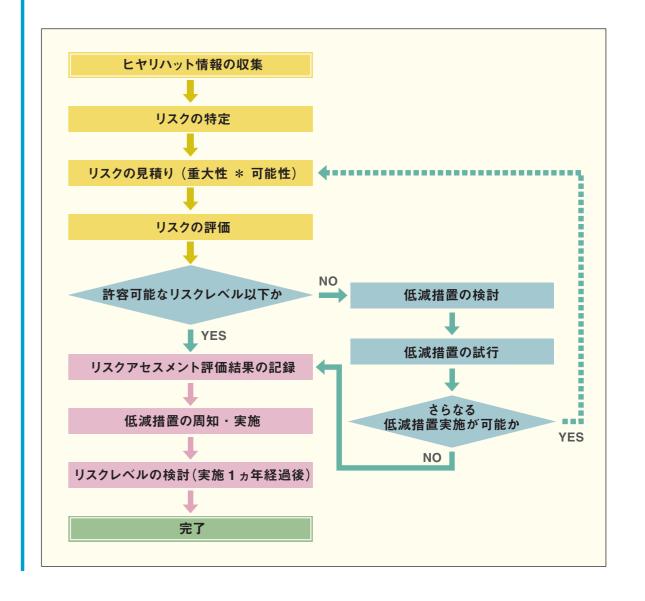
- (1) 目標を達成するために、必要となる人材育成のための教育および研修を実施してください。
- (2) 安全マネジメントに係わる要員に対する教育および研修を実施してください。

リスクアセスメントの実施

労働安全衛生法に規定されたリスクアセスメントの実施は、全事業者に努力義務化された 事故・災害防止の重要なポイントです。作業に伴うリスクを評価し、確実かつ効果的に事 故、災害を防止することを目的に実施します。

〈リスクアセスメントの実施時期〉

- (1) トラック、フォークリフト、クレーンなどの新規設備導入および改造するとき
- (2) 新規荷主を獲得して、作業を開始する前、および従来の作業方法を変更するとき
- (3) トラック協会などの外部団体から事故報告があったとき
- (4) ヒヤリハット情報の収集後
- (5) 定期的な実施(年1回以上)







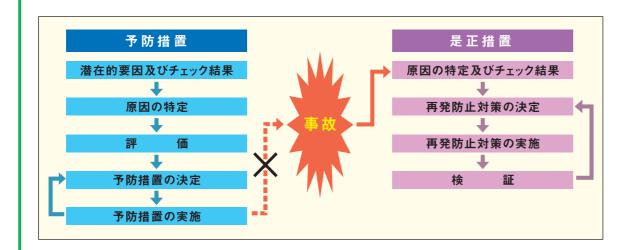
輸送の安全に関するチェック

- (1) 1年に1回以上、各事業者で安全マネジメントの実施状況について、安全に関するチェックを行ってください。
- (2) 重大な事故、災害が発生した時は、緊急にチェックを実施してください。



輸送の安全に関する業務の改善

- (1) チェックの結果を踏まえ必要な改善のための方策を検討し、是正措置、予防措置を講じてください。
- (2) 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合、安全対策全般または必要な事項について、さらに高度な対策を講じてください。





指導·監督指針

「指導・監督指針」では、社長の強力なリーダーシップの下で次の事項の実施を求めています。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針の設定、社員への周知
- (2) 基本的な方針に基づく輸送の安全に関する目標の設定
- (3) 社員に対する教育および研修
- (4) 事故、災害などに関する報告、ヒヤリハット体験、事故防止に関する効果的な事例、その他の指導監督に資する情報の適切な伝達

安全マネジメントの実践

安全マネジメントを実践するために、安全衛生計画などの書類を作成します。

実施事項に基づいて作成する書類

安全マネジメントの実施事項に基づいて作成する書類は一覧表のとおりです。各書類のサンプルも合わせて 掲載しておりますが、項目と内容についてはサンプルを参考にしながら、会社が独自に必要としているもの を取り入れてください。なお、これらの書類は記録として保管する必要があります。

No	実施項目	実施時期	実施者	対象となる実施事項
I	安全衛生計画	年一回	事業者	A.経営の責任者の責務 C.輸送の安全に関する費用支出 D ² .輸送の安全に関する研修等 E.安全情報の公表 F.安全マネジメントに関する基本的な 方針 G.輸送の安全に関する目標、計画 H.安全マネジメントの的確な実施
I	組織図	スタート時	社 長	B. 社内組織
ш	ヒヤリハット調査票	年間計画内	事業者	I.輸送の安全に関する情報の伝達および共有
IV	内部チェックリスト	年一回及び重大事故 発生時	事業者	D ³ . 輸送の安全に関するチェック D ⁴ . 輸送の安全に関する業務の改善
V	リスクアセスメント の実施記録	年間計画内のほか に、新規設備導入時 及び作業方法変更時	事業者	K. リスクアセスメントの実施

I.安全衛生計画

安全衛生計画は、社長の基本的な考え方や安全の目標と重点施策、公表すべき情報などを記載したもので、お客様、従業員への周知を図るために営業所に掲示しておくべきものです。



1.安全衛生方針

安全衛生方針では、具体的には次の文言を組み合わせるか、列記して作成してください。なお、必ず安全衛生方針は全従業員に周知することが大切です。

- ・安全は経営の根幹である。
- ・安全マネジメントを適切に運用し、安全水準の向上に取組みます。
- ・従業員全員の協力を得て実施する。
- ・関係法令・社内ルールを遵守します。
- ・従業員の安全と健康を守ります。



【具体例1】

お客様に信頼いただける輸送の安全は、経営の根幹であり、従業員の安全と健康は企業活動に重要であることから、一人ひとりの協力を得て事故・災害のない明るい職場づくりに邁進します。また、企業の社会的責任を果たすために、従業員全員で関係法令や社内ルールを遵守して、安全水準の向上に向けて継続的に活動を行います。

【具体例2】

社会の信頼を得て、会社の発展を図るために、

- 一、お客様に安心頂ける会社として、安全第一を実践します。
- 一、社内外のルール及び法令を遵守して、交通事故を撲滅します。
- 一、従業員一人ひとりが、健全な身体の維持できる環境を作ります。
- 一、すべての社員の協力の下に、継続的に安全マネジメントを実施します。

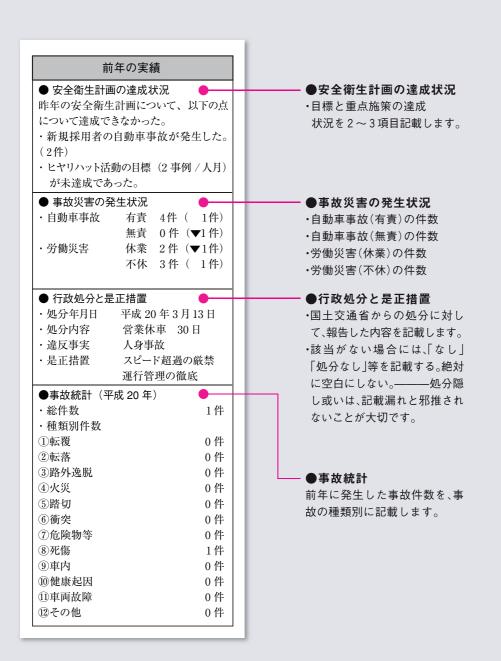
2. 目標

安全衛生計画は、社長の基本的な考え方や安全の目標と重点施策、公表すべき情報を記載したもので、お客様、 従業員への周知を図るために営業所に掲示しておくべきものです。



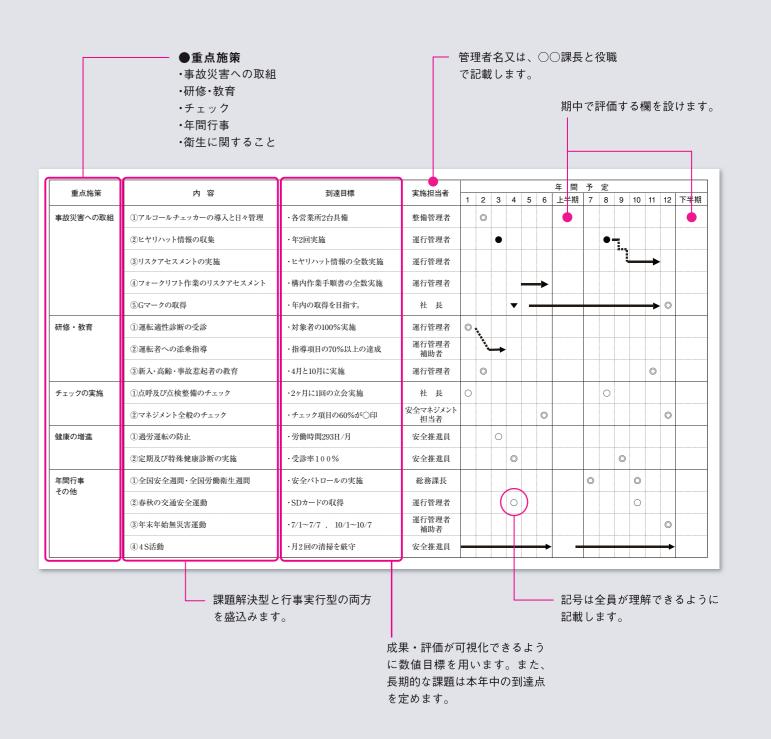
3.前年の実績

安全衛生計画は、前年の実績(達成状況、事故災害の発生状況、行政処分と是正措置、事故統計等)を把握し、 今年度の安全衛生計画を作成します。



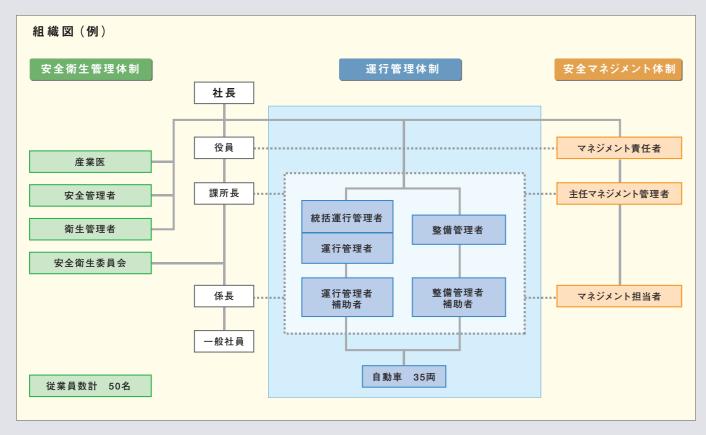
4. 実施計画

実施計画は、「重点施策」「内容」「到達目標」「実施担当者」「年間予定」の5項目で構成されています。



Ⅱ.組織図

自社の事業規模に応じて下の図を参考にして選任してください。従業員数50名、自動車台数35両の会社組織図を示しましたが、事業規模に応じて作成してください。



● 法定管理者一覧表 (国土交诵省)

	5× (H-/	<u></u>		
営業所単位台数	29台以下	30台~59台	60台~89台	90台~99台
統括運行管理者		0	0	0
運行管理者	0	◎ (2名)	◎ (3名)	◎ (4名)
運行管理者補助者	0	0	0	0
整備管理者	0	0	0	0
整備管理者補助者	0	0	0	0

● 法定管理者および法定組織一覧表(厚生労働省)

事業場規模人員	10人未満	10人~49人	50人~99人					
産業医			0					
安全管理者			0					
衛生管理者			0					
安全推進者		0						
安全衛生委員会			0					

● 安全マネジメント管理者一覧表(任意)

事業場規模人員	10人未満	10人~49人	50人~99人
マンネジメント責任者		0	0
主任マネジメント管理者			0
マネジメント担当者	0	0	0

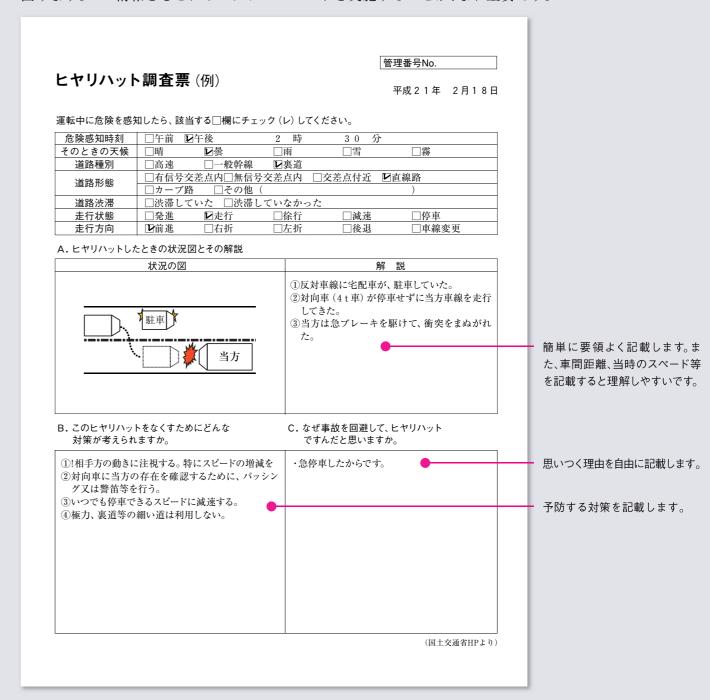
留意点

- ●現体制に必要な担当者を選任する。
- ●法定管理者を最初に選任する。

- 【注1】◎:選任すべき法定管理者
 - ○:選任が望ましい管理者
 - (数字):選任すべき人数但し、数字がないものは1名です。
- 【注2】営業所とは国土交通省に届出た箇所を指します。
- 【注3】事業場規模人員とは労働基準監督署に届出た各箇 所の従業員数計をいいますが、従業員の中には常用 のパート、アルバイト、派遣社員を含みます。

Ⅲ.ヒヤリハット調査票

ヒヤリハット事故を防止するための防止するための大切な情報です。社内で情報を共有して、事故防止を 図ります。この情報をもとにリスクアセスメントを実施することが、なお重要です。



Ⅳ.内部チェックリスト

下のチェックリストを参考に、自社のものを作成してください。

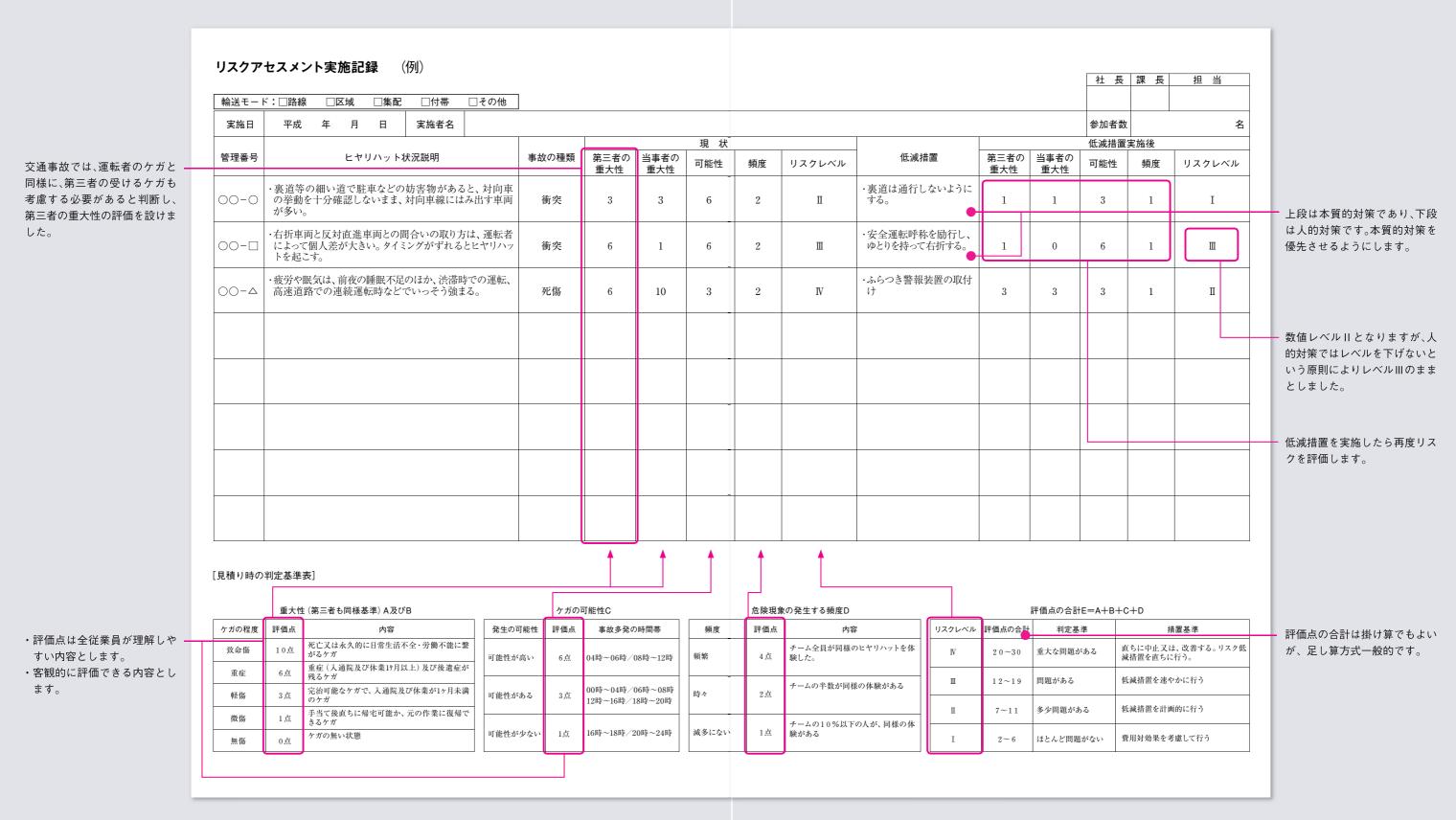
内部チェックリスト (例)

実施月日	平成	21年	2月16日	実施課所		自動車輸送	課
実施課所	対	課長	新橋一郎	社 長	 メント 王者	主任マネジメント 管理者	作成者
大地林州	応者	係長	新橋二朗				

番号	項目	チェック内容監査	所 見 (客観的事実・他)	評定	
		・安全方針が策定されている。	安全衛生計画書がある。	0	
1 安全方針		・安全方針には、社長の強いリーダーシップ	計画書に自筆のサインが確認		
		がはいっている。	された。		
	安全方針と周知	・安全方針には、関係法令等の遵守と安全	「経営の根幹」「法令の遵守」		
		最優先の原則が明記されている。	の語句がある。		
		・安全方針が従業員に周知する方法があり、	朝礼等で、方針を唱和してい		
		周知されていることが確認できる。	る。	0	
		・目標は容易に確認しやすく、数値を盛り込	一部数値設定がない項目が	A	上巻士と曰□士(○^∨)が左に
		んだ具体的な目標である。	ある。		- 点数式と記号式(○△×)が有り
		・目標は事後検証が可能で、翌年以降の計			ます。
2	目標の設定	画に反映できるものである。			
_	I INVIEW	・運転者等の意見を踏まえた効果が期待で			日仕的か事実のなも引起しませ
		き、安全意識の向上に通じる。			- ・具体的な事実のみを記載します
		・安全の確保に関する投資額が明示されて			・記録等の書面で確認します。
		いる。			・評定の判断根拠を記載します
		・前年の実施状況を踏まえたものである。			・前回の指摘事項の改善も
		・2項の「目標の設定」事項が、明記されて			
		いる。			チェックします。
		・安全及び衛生に対する教育・研修の実施			・手順通りに実施しているかる
		計画が明記されている。			認します。
3	計画の作成	・安全及び衛生に関する委員会の開催が明			H V
		記されている。			・個人的な情報は記載しません
		・安全及び衛生に関する各種行事が明記さ			
		れている。			
		・ヒヤリハット情報に関する報告会又は、検			安全マネジメント実施事項を言
		討会の実施計画を明記している。			
		・社長と運行管理者、選任運転者等と定期			載します。
		的な意見交換がなされ、その記録がある。			
		・定期的に安全管理委員会又は安全衛生委			
		員会が開催されており、その議事録がある。			
		・社長は定期的に職場パトロールを行っている。			
4	情報の伝達と共有	・経営管理部門と現業実施部門と、双方向			
		のコミュニケーションが確保されている。			
	•	・社長に直結した伝達ルートがあり、伝達し			
		た者へのマイナス評価を行わない環境が整			ウムマラジョンしょ同士組
		っている。			- ・安全マネジメントを回す観点
		・運転者との個人面談を実施している。			でチェック内容を作成します。
車均		・報告連絡組織図が作成されている。			・評価対象を明確に記載します
		・組織図に基づいて伝達訓練が実施され、			
		記録が残っている。			
	事故、災害時の	・組織図には担当者名、電話番号が明記さ			
5	事成、火音時の 報告連絡体制	れている。			
		・組織図は事故、災害等の当事者が直ちに			
		第一報を報告し、受けた者が、社長又は必要ない。			
		要な部署等に伝達する体制であること。			
		・自動車事故報告規則により、国土交通大			
		臣への報告又は届出体制としている。			

番号	項目	チェック内容監査	所 見 (客観的事実・他)	評定
		・安全マネジメント担当者に対する研修を行		
6		っている。		
		·初任運転者、事故惹起運転者、高齢運転		
		者への適性診断を実施している。		
		・初任運転者教育、事故惹起運転者教育に		
	***	おいて、所定時間(6時間)及び指定項目の		
6	教育・研修	教育が実施されている。		
6		・教育及び研修は、知識普及型を主体として、		
		問題解決、グループ討議等の参加体験型		
		研修を付加する。		
		・点呼等を通じて、意思疎通を図るとともに		
		運転者の特性・運行実態等の安全指導を		
		行っている。		
		・安全マネジメントの実施状況を、年1回チェ		
7		ックしている。		
		・重大な事故、災害等が発生場合又は同種		
		の事故、災害が繰返し発生した場合にも、		
		安全マネジメントのチェックを実施している。		
	チェック	・チェックの方法について手順或は規定があ		
		る。		
		・安全マネジメント実施状況の把握では、全		
		従業員の意見が集約でき、会社全体でチェ		
		ックを実施する体制である。		
		・「7. チェック」の結果に基づいて、是正措		
8	改善措置	置又は予防措置が講じられている。		
		・重大な事故を起こした場合には、更に高度		
		な安全対策を講じている。		
	PDCA	・安全マネジメントでのPDCAサイクルが適		
9	サイクル	確に実施され、安全性の向上に結びついて		
		いる。		
		・情報収集の書式がある。		
	ヒヤリハットの情報	・情報収集が実施されている。		
10		・分類表がある。		
		・ヒヤリハットデータを分類別に区分けして		
		いる。		
		・ヒヤリハット情報が共有されている。		
		・遣り方を定めている。		
	1177757.1	・判定基準を定めている。		
11	リスクアセスメント の実施	・低減措置を従業員に周知してある。		
	の夫他	・低減措置の実施した記録がある。		
11		・低減措置実施後の、残留リスクを周知して		
		いる。		

V. リスクアセスメント実施記録



帳票見本(以下の帳票をコピーしてご利用ください)

年 安全衛生計画

颠

安全衛生方針

重点施策	松	到達目標	0	т.		4 間 十	年 間 予 定 L 米 間 7 8	間予定問	間 予 定 40 10 11	間 予 定 40 40
事物が害への取組			מ		-		· 译 十	か な ト 十 十 十	00 8 7 番井山	2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
) 🔞									
	6									
	4	-								
	3									
研修・教育	(I)	•								
	3									
	3									
チェックの実施	(1)									
	(2)									
健康の増進	(1)									
	3	•								
年間行事	(1)	-								
<u>a</u>	3									
	3	•								
	•									

前年の実績	
● 安全衛生計画の達成状況 昨年の安全衛生計画について について達成できなかった。	以下の点
● 事故災害の発生状況 ・自動車事故 有青 件	(#
無	
	$\overline{}$
不休 年	<u></u>
● 行政処分と是正措置	
· 処分年月日	
・処分内容	
·違反事実	
・是正措置 	
●事故統計(平成 年)	
· 総件数	世
·種類別件数	
①転覆	# :
2 転落	世
③路外逸脱 	#:
(4) % %	#
5階切	#
6 第 次	#
⑦危險物等	#
8 死傷	#
⑨車内	#
(1) 健康起因	#:
①車両故障	世
(2)その他	#

来明决	부씨	^
シューロ	거	J.

ヒヤリハット調査票

平成 年 月

運転中に危険を感知	引したり、該	当する□檷に	ナエック(レ)し	、(くたさい。		
危険感知時刻	□午前	□午後	時	<u></u>	}	
そのときの天候	□晴	□ 曇	□雨	□雪	□霧	
道路種別	□高速	□一般幹	線 □裏道			
道路形態		交差点内□無			□直線路	
但如小芯	□カーブ	路□その	他()	
道路渋滞	□渋滞し	ていた□渋	滞していなか	った		
走行状態	□発進	□走行	□徐行	□減速	□停	車
走行方向	□前進	□右折	□左折		□車	線変更
A. ヒヤリハットした	こときの状況	2図とその解説				
	状況の図]		1	解 説	
B. このヒヤリハッ l 対策が考えられ		めにどんな		なぜ事故を回避し ですんだと思いま ^っ		<i>,</i>

内部チェックリスト

実施月日	平成	年	月	日	実施課所				
実施課所	対応者				社長	マネシ 責任	ジント 壬者	主任マネジメント 管理者	作成者
文 //世界///	者								

番号	項目	チェック内容	所 見 (客観的事実・他)	評定

番号 項目 チェック内容 所見 (客観的事実・他) 評定 (客観の事実・他) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					/
	番号	項目	チェック内容	(客観的事実・他)	評定

帳票見本 (以下の帳票をコピーしてご利用ください)

							 							_
	袖		リスクレベル										措置基準	
		実施後	頻度									<u> </u>	帮	
	参加者数	低減措置実施後	可能性									==A+B+C	***	
			当事者の 重大性									評価点の合計E=A+B+C+D	判定基準	
			第三者の 重大性										評価点の合計	
			胆										リスクレベル	
			低減措置											_
			100								-	腹口	松	
			リスクレベル									危険現象の発生する頻度D		
			頻度									危険現象	評価点	
		現状	可能性										頻度	
			当事者の 重大性										米 電空	_
			第三者の 重大性									f能性C	事故多発の時間帯	
			事故の種類									ケガの可能性C	E 評価点	
□その他			 										発生の可能性	
	柘													
□付帯	実施者名		ヒヤリハット状況説明									S,B		
□集配	ш		アリハット									徒基準) A及	日	
□区域	年月		Π								_	重大性 (第三者も同様基準) A及びB		
:□路線	平成										[定基準表]	重大性 (3	評価点	_
輸送モード:□路線	実施日		管理番号										ケガの程度	
				<u> </u>	<u> </u>	l		<u> </u>	l	I				_

関係先一覧

官 公 庁 名 関係団体名	案件名称 アドレス				
国土交通省	ホームページ http://www.mlit.go.jp/				
国土交通省 自動車総合安全情報	運輸安全マネジメント http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/index.html				
国土交通省 運輸安全	運輸安全マネジメント評価等 http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html				
全日本トラック協会	ホームページ http://www.jta.or.jp/				
厚生労働省	ホームページ http://www.mhlw.go.jp/				
厚生労働省 労働情報	リスクアセスメントについて http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/index.htm				
陸上貨物運送事業 労働災害防止協会	ホームページ http://www.rikusai.or.jp/				